

第39号議案

長岡京市職員給与に関する条例の一部改正について

長岡京市職員給与に関する条例（昭和26年長岡京市条例第11号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年3月22日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

国の人事院勧告に準じた職員給与の変更等を行うため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市職員給与に関する条例の一部を改正する条例

(長岡京市職員給与に関する条例の一部改正)

第1条 長岡京市職員給与に関する条例(昭和26年長岡京市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第15条の4 【略】</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>(第7条の2第1項の規定の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びにその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(第15条の7第2項において「特定管理職員」という。)にあつては<u>100分の100</u>、再任用職員にあつては<u>100分の67.5</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) 【略】</p> <p>3~5 【略】</p> <p>附 則</p> <p>1~6 【略】</p> <p>7 当分の間、第9条の2の規定の適用については、同条第2項中「<u>100分の16</u>」とあるのは、「<u>100分の13</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第15条の4 【略】</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>(第7条の2第1項の規定の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びにその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(第15条の7第2項において「特定管理職員」という。)にあつては<u>100分の107.5</u>、再任用職員にあつては<u>100分の72.5</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) 【略】</p> <p>3~5 【略】</p> <p>附 則</p> <p>1~6 【略】</p> <p>7 当分の間、第9条の2の規定の適用については、同条第2項中「<u>100分の16</u>」とあるのは、「<u>100分の12</u>」とする。</p>

第2条 長岡京市職員給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1~6 【略】</p> <p>7 当分の間、第9条の2の規定の適用については、同条第2項中「<u>100分の16</u>」とあるのは、「<u>100分の12</u>」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1~6 【略】</p> <p>7 当分の間、第9条の2の規定の適用については、同条第2項中「<u>100分の16</u>」とあるのは、「<u>100分の13</u>」とする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4

月1日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の長岡京市職員給与に関する条例(第1号イにおいて「改正後の給与条例」という。)第15条の4第2項及び長岡京市職員給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第15条の4第3項から第5項まで若しくは第17条第1項から第3項まで若しくは第5項又は長岡京市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年長岡京市条例第4号)第4条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 改正後の給与条例第15条の4第2項に規定する特定管理職員 107.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10

3 前項の規定は、令和4年4月以後に新たに再任用職員となった者には適用しない。

4 令和3年12月に長岡京市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年長岡京市条例第8号)その他規則で定める条例の規定に基づき期末手当を支給された者に対する附則第2項の規定の適用については、同項中「令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「長岡京市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年長岡京市条例第8号)の適用を受ける者その他規則で定める者との権衡を考慮して規則で定める」とする。

(委任)

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。